

令和7年第3回相馬市議会6月定例会提出案件について

①提出議案

○条例の制定	1 件
○条例の一部改正	4 件
○公の施設の指定管理者の指定	1 件
○令和7年度補正予算 (一般会計1件、特別会計1件)	2 件

計 8 件

②専決処分の承認を求めるもの

○条例の一部改正	2 件
○令和6年度補正予算 (一般会計1件)	1 件
○令和7年度補正予算 (一般会計1件)	1 件

計 4 件

③報告

○専決処分報告(損害賠償4件)	4 件
○専決処分報告 (福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約の変更)	1 件
○繰越明許費繰越計算書について (一般会計1件、特別会計1件)	2 件
○事故繰越し繰越計算書について (一般会計1件、公営企業会計1件)	2 件
○繰越計算書について(公営企業会計)	1 件

計 10 件

協議事項

(1) 令和7年第3回相馬市議会6月定例会提出案件について

①提出議案

NO.	提 出 案 件	摘 要
1	相馬市放課後児童クラブ条例の制定について	議案第41号
2	相馬市税条例の一部を改正する条例について	議案第42号
3	相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	議案第43号
4	相馬市税特別措置条例の一部を改正する条例について	議案第44号
5	相馬市原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	議案第45号
6	公の施設の指定管理者の指定について	議案第46号
7	令和7年度相馬市一般会計補正予算（第2号）	議案第47号
8	令和7年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	議案第48号

②専決処分の承認を求めるもの

NO.	提 出 案 件	摘 要
1	相馬市税条例の一部を改正する条例について	報告第2号
2	相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	報告第3号
3	令和6年度相馬市一般会計補正予算（第11号）	報告第4号
4	令和7年度相馬市一般会計補正予算（第1号）	報告第5号

③報告

NO.	提 出 案 件	摘 要
1	専決処分の報告について	報告第6号
2	専決処分の報告について	報告第7号
3	専決処分の報告について	報告第8号
4	専決処分の報告について	報告第9号
5	専決処分の報告について	報告第10号

6	繰越明許費繰越計算書について	報告第11号
7	繰越明許費繰越計算書について	報告第12号
8	事故繰越し繰越計算書について	報告第13号
9	繰越計算書について	報告第14号
10	事故繰越し繰越計算書について	報告第15号

令和7年第3回相馬市議会6月定例会提出案件について

① 提出議案

1 議案第41号 相馬市放課後児童クラブ条例の制定について【保健福祉部】

「児童福祉法」の規定に基づき実施する放課後児童健全育成事業について、事業の実施に必要な事項を明確にする等のため、事業の根拠となる規程を改めて条例として制定するもので、令和8年4月1日から施行するものです。

2 議案第42号 相馬市税条例の一部を改正する条例について【総務部】

「地方税法」等の一部改正に伴い、インターネットによる公示送達の見直し、市民税の特定親族特別控除の創設、市たばこ税の課税標準の増額等のため所要の改正を行うもので、公布の日等から施行するものです。

3 議案第43号 相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について【民生部】

国民健康保険財政の収支均衡を図り、より安定した国民健康保険事業を実施するため、国民健康保険税の所得割額及び資産割額、均等割額、平等割額の算定割合及び金額を改定するもので、公布の日から施行し、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものです。

4 議案第44号 相馬市税特別措置条例の一部を改正する条例について【総務部】

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」の改正に伴い、促進区域における課税免除に関する同意日の適用期間を令和10年3月31日まで3年間延長するため所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものです。

5 議案第45号 相馬市原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について【総務部】

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の改正に伴い、固定資産税の不均一課税に係る適用期間を令和9年3月31日まで延長す

る等のため所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、本年４月１日から適用するものです。

６ 議案第 46 号 公の施設の指定管理者の指定について【産業部】

「相馬復興市民市場」の指定管理者として、「相馬市民市場株式会社」を指定いたしたく、「地方自治法」第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

７ 議案第 47 号 令和 7 年度相馬市一般会計補正予算（第 2 号）【総務部】

今回の補正は、国が実施する定額減税について、定額減税しきれない方への不足額の給付及びスポーツアリーナそうま第二体育館への空調設備の設置並びにトイレカーの導入に必要な経費の追加等に伴い、136,977 千円を増額し、補正後の予算総額を 17,981,426 千円とするものです。

８ 議案第 48 号 令和 7 年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）【民生部】

今回の補正は、国民健康保険税の税率の改定及び国民健康保険事業費納付金の決定等に伴い、20,722 千円を増額し、補正後の予算総額を 3,697,722 千円とするものです。

②専決処分の承認を求めるもの

１ 報告第 2 号 相馬市税条例の一部を改正する条例について【総務部】

「地方税法」等の改正に伴い、軽自動車税種別割の税率の区分の追加及び引用する規定の整理を行う等のため、所要の改正を本年４月１日から施行することについて、去る３月３１日付けで専決処分を行ったことから、議会の承認を求めるものです。

２ 報告第 3 号 相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について【民生部】

「地方税法施行令」等の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者の税負担軽減措置に係る所得判定基準を見直す等のため、所要の改正を本年４月１日から施行することについて、去る３月３１日付けで専決処分を行ったことから、議会の承認を求めるものです。

3 報告第4号 令和6年度相馬市一般会計補正予算（第11号）【総務部】

地方交付税及び地方譲与税等の確定並びに新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金の返還に伴い、31,717千円を増額し、補正後の予算総額を18,504,547千円とすることについて、去る3月27日付けで専決処分を行ったことから、議会の承認を求めるものです。

4 報告第5号 令和7年度相馬市一般会計補正予算（第1号）【総務部】

「地方税法」第63条第4項に基づく通知により過年度分の法人市民税を減額更正したことに伴い、法人市民税の還付金を緊急で追加するもので、40,449千円を増額し、補正後の予算総額を17,844,449千円とすることについて、去る5月9日付けで専決処分を行ったことから、議会の承認を求めるものです。

③報告

1 報告第6号 専決処分の報告について【生涯学習部】

相手方が著作権を有するイラスト2点を市ホームページに掲載する飯豊公民館だよりで無断使用したことに対する損害賠償について、「地方自治法」第180条第1項の規定に基づき専決処分し、去る2月27日付けで和解したので、同条第2項の規定により報告するものです。

- ・損害賠償額 198,000円
- ・相手方 個人

2 報告第7号 専決処分の報告について【保健福祉部】

令和6年11月分の後納郵便利用料の支払が遅延したことによる延滞利息（損害賠償）について、「地方自治法」第180条第1項の規定に基づき専決処分し、去る3月21日付けで和解したので、同条第2項の規定により報告するものです。

- ・損害賠償額 182円
- ・相手方 法人

3 報告第8号 専決処分の報告について【総務部】

令和7年1月14日に発生した事故に対する損害賠償について、「地方自治法」第180条第1項の規定に基づき専決処分し、去る4月8日付けで和解したので、同条第2項の規定により報告するものです。

- ・損害賠償額 81,840円（うち保険補てん額 81,840円）
- ・相手方個人

4 報告第9号 専決処分の報告について【建設部】

令和7年2月6日に発生した事故に対する損害賠償について、「地方自治法」第180条第1項の規定に基づき専決処分し、去る4月25日付けで和解したので、同条第2項の規定により報告するものです。

- ・損害賠償額 123,288円（うち保険補てん額 123,288円）
- ・相手方法人

5 報告第10号 専決処分の報告について【総務部】

本年3月31日をもって南会津地方環境衛生組合が解散し、福島県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について協議があったことに関し、「地方自治法」第180条第1項の規定に基づき、去る5月16日付けで専決処分を行ったため、同条第2項の規定により報告するものです。

6 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について【総務部】

令和6年度相馬市一般会計に係る繰越明許費繰越計算書を調製したので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告するものです。

7 報告第12号 繰越明許費繰越計算書について【総務部】

令和6年度相馬市光陽地区造成事業特別会計に係る繰越明許費繰越計算書を調製したので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告するものです。

8 報告第13号 事故繰越し繰越計算書について【総務部】

令和6年度相馬市一般会計に係る事故繰越し繰越計算書を調製したので、「地方自治法施行令」第150条第3項の規定により報告するものです。

9 報告第14号 繰越計算書について【建設部】

令和6年度相馬市下水道事業会計に係る建設改良費の繰越計算書を調製したので、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により報告するものです。

10 報告第15号 事故繰越し繰越計算書について【建設部】

令和6年度相馬市下水道事業会計に係る事故繰越し繰越計算書を調製したので、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により報告するものです。